

|             |  |   |
|-------------|--|---|
| 会議の名称       | 議会改革特別委員会                              | 開催月日・令和4年10月19日<br>開会時間・午前・午後 9時58分<br>閉会時間・午前・午後11時12分 |
| 出席者         | 野口 佳宏 糟谷 玲子 柴田 喜朗 安井 智子<br>花村 隆 星野 明   |   |
| 欠席者         |  |   |
| オブザーバー      | 議長 南谷 佳寛 副議長 後藤 國弘                     |   |
| 傍聴者         |  |   |
| 説明のために出席した者 | 堀議会事務局長<br>藤井議会総務課長、大下議会総務課課長補佐、中村同課主任 |   |
| 協議事項        | ○ タブレット端末について<br>○ その他                 |   |

【開会=午前9時58分】

野口委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。  
本日の協議事項はタブレット端末についてであります。  
前回はタブレット端末の本格導入に向け、申し合わせ事項について他市議会の内容を比較検討し、案を作成することとしておりました。本日は案について協議してまいります。案が配布されておりますので、事務局お願いします。

議会総務課課長  
補佐

早速ではありますが、今日お配りさせていただいたものは2種類あります。申し合わせ事項の案ともう一つ新旧対照表と2種類お配りさせていただいておりますが、新旧対照表で見ただくと、現在の内容と新たに盛り込んだり、改正したりした内容を対比していただきやすいと思いますので、新旧対照表の方でご覧いただくとありがたいと思います。よろしくお願いします。左側が改正後、右側が改正前ということで対比させていただいております。まず目的のところ、下線を引かさせていただきました。前回の協議内容で、「その他議員活動」というものも加えるということがありましたので、今回目的のところにもその他の議員活動においてということを加えさせていただいております。

2項目め、IT機器の貸与というところになりますが、こちらも前回の協議におきまして、他市の申し合わせ等々と比較したところ、貸与についての規定を新たに、こちらは盛り込まさせていただくことになりましたので、1号、2号、3号の項目を新設させていただいております。

続きまして、3項目め、IT機器の取り扱いというところについて、お貸しするタブレットについて、取り扱いを適切にさせていただけるようにルール化をするということで、新たにこちらも設けさせていただきました。

次、4項目めになりますが、こちらは既に現在の申し合わせ事項で定めさせていただいている内容となりますが、2項目め、3項目めを設けたことで項目ずれが生じておりますので、改正前の2項目が4項目めにずれてくるという形で、条項ずれということで整理をさせていただきました。

2ページ目をお願いいたします。5項目めにつきましては、会議以外の使用範囲について、新たに設けさせていただきました。会議以外につきましては、①、②、③に掲げる通りということで、この3項目について使えるという範囲を限定といえますか、定めさせていただいております。

①は会議以外の議員活動における使用ということで、市民への啓発活動における資料の閲覧、それと行政視察等における資料の閲覧というところを掲げております。②が情報収集における使用というところで、市ホームページあるいは検索サイトからの情報閲覧の場合に使えますということにさせていただいております。③情報伝達における使用というところで、前回協議の中でも他市のものと比べながら、提案をいただいたかと思いますが、議員相互及び人の情報伝達、あとは災害時等の緊急情報の伝達、あと、その他議長が認めるものというところで、それは個別に必要なに応じてその都度決定していただくことになるとと思いますが、これらについて、5項目めということで、新たに設けさせていただいております。

続きまして、6項目めですね、IT機器の使用における禁止事項ということにつきましては、我々既に現在の申し合わせ事項でも主に4項目は既に禁止事項として列挙させていただいておりますが、新たに他市のものと見比べながら、追加とですね、あとは順序の並べ方を変えている部分もありますので、それらを含めて整理をさせていただいております。1項目め、「個人情報並びに市議会及び市において公開されていない情報開示すること。」こちらについては新たに禁止事項として列記させていただいております。

(2)で会議中に当該会議の目的以外の用途に使用すること、「会議中に」という文言をつけさせていただいて、既にあるものをここでは整理させていただいております。

続きまして(3)ですね、「会議中に音声や操作音を発するなど、会議の運営上支障となる行為」、こちらは既に規定させていただいておりますところの(1)のところを順番を整理して(3)に収めさせていただいております。

続きまして(4)、「会議中に外部と通信すること。」という点につきましては、こちらは既に私どもの申し合わせ事項にも(4)で規定させていただいておりますが、「会議中に」という頭書きを付けて整理をさせていただきました。

続いて(5)、「会議中にソーシャルネットワークサービスや掲示板等へ投稿すること。」こちらは他市との比較において、前回の協議の中で盛り込まさせていただくということで提案をいただきましたので追加をさせていただいております。

(6)、「議長、又は会議の長の許可なく審議・審査の内容を録画、録音及び撮影すること。」ということで既に現在の申し合わせ事項でも禁止行為にはなっておりますが、こ

ちらの順番を整理して6号に今回引き続き設けさせていただくことになりました。

次のページ、3ページ目をお願いします。(7)、「他者の迷惑になる行為を行うこと。」というの、こちらは、他市の規定等々と比較した結果、こちらも設けさせていただくことになりました。

それから(8)、「議員に貸与したIT機器に搭載するアプリケーションを変更、追加すること。」ということで、貸与した機器に対してのアプリケーションを追加したりすることはちょっとやめていただきたいということで設けさせていただいております。

(9)につきましては、その他議長が定めたことということで、その都度禁止事項を設ける必要がある場合に指定させていただくということで、文言を書かさせていただいております。

次、7項目めにつきましては、既に右側の現在の申し合わせ事項を設けさせていただいている事項の条項ずれを整理する形で、そのまま引き続き新たな申し合わせ事項でも定めさせていただくこととなります。

最後8項目め、改正のところにつきましても、現在5項目めで規定させていただいておりますところをそのまま引き続き新たな申し合わせ事項でも定めさせていただく、設けさせていただくという形で条項ずれと言いますか、順序を整理させていただいたという形で、今回案として構成させていただきました。以上となります。

野口委員長

ありがとうございます。前回の協議結果を反映して、事務局さんの方で申し合わせ事項の案を作成いただきまして、ありがとうございます。

それでは項目ごとに見ていきたいと思っております。初めに1目的ですね、「その他の議員活動」というのを追加したということですが、何かご意見ございますか。

(異議なし)

野口委員長

次は2項目め、IT機器の貸与についてになります。(1)から(3)になりますが、こちら何かご意見ございますか。

(異議なし)

野口委員長

続きまして、3番のこのIT機器の取り扱いについて、

|               |   |
|---------------|---|
| 野口委員長         | <p>これも議論した通りでよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>4項目めは数字が変わっているだけなので問題ないですね。</p> <p>5項目め、会議以外のIT機器の使用範囲①から③までです。何かご意見ありますか。</p> <p>(異議なし)</p>   |
| 野口委員長         | <p>6項目めです。IT機器の使用における禁止事項を定めているものになります。(1)から(9)までございます。今ある申し合わせ事項にプラスアルファで文章を追加したと。</p>   |
| 糟谷委員          | <p>7番目の他者の迷惑になる行為を行うこととあるんですけど、こんなことあるんですかね。</p>  |
| 議会総務課課長<br>補佐 | <p>今回、この禁止事項につきましては、会議中のものと、会議以外、1項目めでその他の議員活動というところで、行政視察なりで外へ出るということを盛り込まさせていただきましたが、ここの禁止事項については、会議中に限られることと会議中に限られないことで、今のお話、迷惑行為につきましては、会議以外の場所で迷惑行為、他者の迷惑になるような行為をしないように扱ってくださいという、規範的などいいますか、そういう意味合いで、確か飛騨市がこれを列挙して設けておりましたので、同じような形で加えさせていただいたところになっております。</p> |
| 野口委員長         | <p>モラルを守って使っていただきたいという他者の迷惑行為になる。皆様のご意見どうですか。事務局、これ、なくてもいいですよ。いいですか、このままいきましょう。他に何かございますか。</p>  |
| 糟谷委員          | <p>次の8番目のところで、「IT機器に搭載するアプリケーションを変更、追加すること。」というふうになっていますけど、個人的に使うとなると、アプリ入れたいものが出てこないのかなという感じがするんですが、ここは皆さんどう思いますか。</p>   |

|               |  |
|---------------|--|
| 野口委員長         | すみません、前回の議論でアプリ追加ってどうでしたか、追加しないということになっていましたか。   |
| 議会総務課課長<br>補佐 | 飛騨市が載せております。実際タブレットを導入したときに、事実上の集中管理のような形でコントロールをするようになれば、実際には個人では入れられないことになるんですが、今のところ事実上の集中管理をするかどうかまでの仕様について、ちょっと決めきれていないところもありますので、仮に集中管理みたいなことをかけないとなると、個人にお貸ししたもので、各々入れられたときにお返しただいたら、何がどうなっているか把握しきれませんという事態もありえますので、例えば飛騨市の場合が一番最初、冒頭のところにですね、議会事務局との協議を行わないままという前段をつけた形で、要するに無断でしないでくださいという形にするかどうか、確か美濃加茂も確か承諾を条件といいますか、事前に、申し入れていただくことを条件に認めるような文言だった記憶もありますので、その辺りは若干、導入するものの仕様と運用開始するときのところの変更といいますか、改正をすることになるのかと考えられます。 |
| 野口委員長         | 導入してどういう運用、もちろんこの申し合わせ事項に則って運用していくんですけども、管理の関係で今後アプリの追加とかも含めて検討していこうかなと思っておりますので、とりあえずはアプリケーションを変更、追加することについてはなしで。   |
| 糟谷委員          | 今の言われた飛騨市とかの、議会事務局になんとかって言われましたよね。   |
| 議会総務課課長<br>補佐 | もう一度読み上げさせていただきますと、議会事務局との協議を行わないまま搭載するアプリケーションを変更、追加することという形ですね。  |
| 糟谷委員          | それを入れておけば、機種がどういう形になってもいいんじゃないですか。   |
| 野口委員長         | 皆さんどうでしょう。もしOKになったら、どういうアプリを入れていいですかっていうのは、いちいち対応してもらわないといけないですけど、大丈夫。   |

|               |  |
|---------------|--|
| 議会総務課課長<br>補佐 | この文言を入れておけば。   |
| 野口委員長         | 入れていいですか。ちなみに入れるということは、アプリを追加するときには、事務局さんにお伺いを立てるということ。  |
| 糟谷委員          | 最初の仕事入れる機器が集中管理で入れないものだったら駄目だし、その中で事務局と協議を行えば入れることも可能ということ。  |
| 野口委員長         | そこの線引きなんですよ。1回1回、このアプリを入れたい、このアプリを入れたい、Aというアプリを入れたいBというアプリを入れたいとなったときに、毎回毎回お伺いを立てるのか、ただ単に、いろんなアプリを入れていいですよというふうになるのかという、そこの線引きがちょっとわからない。1個だけじゃないでしょう、入れたいアプリ。   |
| 議会総務課課長<br>補佐 | こちら話は一つずついいかだめかということよりも、どちらかといいますと、こういうアプリを例えば糟谷議員がこのアプリを入れてみえる、それで違う議員さんはこのアプリを入れてみえるということをどちらかという把握する意味かと思しますので、いちいちそのアプリ、これはだめですよとか、これはいいですよという、検査するみたいなのところとはちょっと違うので、それだと私たちよりもむしろ議長に教えてくださいとか、もうちょっと違う、良いか悪いかの判断が働くとなると、 |
| 野口委員長         | 把握をするということは、知ってなきゃいけないってこと。どんなアプリを入れたかという、そういう把握の意味じゃなくて。  |
| 議会総務課課長<br>補佐 | 返却があったときに、こういうアプリが入っているので、そうしますと今度はダウンロードの逆ですからアンインストールをして、他の、例えば貸し出す人が変わったときに、元の状態に戻してお貸ししするところ、このアプリが入っています、少なくともこれは、アンインストールなり削除をしておかないといけないところ、例えば4年経ったときに、私たちは異動してわからなくなると  |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p>いうところもあると思いますので。</p>  |
| 野口委員長         | <p>ちょっと本当に返却するときに、わかればいいんですけど<br/>いうことですね。</p>   |
| 議会総務課課長<br>補佐 | <p>そういうことです。</p>   |
| 糟谷委員          | <p>自分で入れ込んだアプリは自分で消して返却する、でも<br/>わからなくなっちゃうか、やはりそうやって集約しておい<br/>てもらうとありがたいかもしれんね。</p>  |
| 野口委員長         | <p>初期に戻せばいいということだよね、初期化すればいい<br/>よね、返すときに。</p>   |
| 糟谷委員          | <p>初期化するなんてどこにも書いてないよ。そちらでやっ<br/>てくださると。</p>   |
| 野口委員長         | <p>大丈夫、すごい不安なんけど、あやふや過ぎるよ、ルー<br/>ルなので。まず導入初期はこのまま行った方がいいんじ<br/>ゃない、あやふや過ぎる。ちょっとわからないんでしょ、入<br/>ってくるものがどういうものなのか、オーダーはしてある<br/>んだけど、その管理は導入してから、こういうふうによ<br/>っていった方がいいということを決めるのであれば、最初、<br/>このアプリケーションを変更、追加することというのは禁<br/>止事項に入れてもいいんじゃないの、それで大丈夫だねと<br/>なったときに、この申し合わせ事項を変えればいいんじ<br/>ゃない。</p> |
| 柴田委員          | <p>最初にちょっとどういうものが入ってくるのか、標準搭<br/>載されているのがわからないですけど、そうすると、可能<br/>性として（５）会議中のソーシャルネットワークサービス<br/>や掲示板等へ投稿すること、要するこれ会議中でなければ、<br/>やってもいいということだと思うんですけど、これがソー<br/>シャルネットワークサービスのところと矛盾する可能性が<br/>ありませんか。仮に入っていない可能性が。標準搭載で入<br/>っていないければこの（５）のは。</p>   |
| 野口委員長         | <p>この会議中にソーシャルネットワークサービス、SNS<br/>ですよ、別に検索エンジンで例えばFacebookと<br/>検索して、Web上でログインできるから、アプリ使わな</p>  |

|               |   |
|---------------|---|
| 議会総務課長        | <p>くても。あやふやのままで行くならあやふやのままで行ってもいいし、これすぐ変えられるでしょう。どちらでもいいですけど。</p>   |
| 後藤副議長         | <p>この申し合わせ事項ですけれども、今回のタブレットの話だけじゃなくて、元々あるものですので、ご自分で持ち込まれるものについても同じです。このソーシャルネットワークサービスについてはご自分の持ち込まれるもので入れてみえる方もみえますので、申し合わせ事項に入っていて特に問題はないと思われます。</p>   |
| 議会総務課課長<br>補佐 | <p>ちょっとお聞きしたいことが一つありまして、新しく導入するものの、このアップルIDとかパスワードなんかは、個人で設定するのかそちらが設定するのか。</p>   |
| 後藤副議長         | <p>今のところこちら側で設定をさせていただいて、割り振る形を考えています。</p>  |
| 野口委員長         | <p>とということとは、それがわかれば、返却されたときに初期化は簡単なので、すぐできるので、こういったアプリが入っていようがという形になると思いますし、また、パスワードやそういったものをそちらで把握しているのであれば、アプリを入れるときもそれが要りますので、必要ないことかなと思いますが、ただ、運用自体を当初こういうふうにしていくという形で、おいおい解除していくという、例えばオフィスがなかったり、アクロバットリーダーがなかったりすると非常に不便ですので、そういったものを随時解除していくという方向性でいいのかなと、そういうふう思います。</p> |
| 野口委員長         | <p>アプリ入れることに越したことはないですしあれなんですけど、アップルIDとか、そのiPadになるのかあれなんですけど、IDわかってないと有料のものって、例えばオフィスもそうですけど、これ徐々に緩和していった方がいいと思うんですよ、決してアプリ入れることがもう絶対だめだという話ではなくて、まず、予算が通って、契約をし、こちらにiPadが来た時点で事務局としてどういう管理をしていくのかというのをちゃんと決めた上で、アプリ入れていいよねとなったら変えていけばいいと思うんですけど、どうですか。</p>                       |

|           |   |
|-----------|---|
| 糟谷委員      | <p>今委員長言われたことでいいと思うんですけども、それにしても最初、どのみち事務局と話し合うんだったら、一言入れておいた方が、いいんじゃないかなと思います。</p>   |
| 野口委員長     | <p>入れますか、いいですか。</p> <p>(異議なし)</p>   |
| 野口委員長     | <p>他に何かございますか。(7)(8)は番号が変わっただけなので、ということで、この申し合わせにつきましては、議会運営委員会で検討して全員協議会で決定することになっております。今後この案をもって議会運営委員会へ検討を依頼したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次の協議事項に入りたいと思いますが、先日の全員協議会における提案について協議事項の整理をしたいと思いますが、まずは当初お配りをいたしました表を踏まえて順番など、どのように取り扱いをするのか、ご意見をお願いいたします。議会改革における検討事項(追加案)の広報広聴委員会の取り扱いと先例、申し合わせ事項の閲覧方法の検討ということで、全協でお話ございました。この協議する優先順位といいますか、順番でございますが、広報広聴委員会委員につきましては、広報広聴委員会の活動のルールですよね、委員会の位置付け、今後どう位置づけるかなど、あり方を協議し、あと申し合わせ事項などをタブレット端末などに容易に閲覧確認できるように整備するというもの、この二つですよね。ちなみにすみません、このタブレット端末でこの申し合わせ事項というのは、事務局さんでできるというか、多分これほとんど申し訳ないですけど、もしやるってなったら事務局さんのお仕事になるんですけど、これできるものなんですか。冊子があるじゃないですか、緑色の冊子、あれをデジタル化して、ネット上でっていうか、とことですよね。</p> |
| 議会総務課課長補佐 | <p>現在、冊子で確かにお配りさせていただいておりますが、定例会の議案をいわゆるインターネットでも閲覧できるような形、PDFでやっていることと、同じことをするイメージになると思いますので、打ち込んだものを、印刷製本するのではなく、PDF化して例えばGoogleドライブにフォルダを設ける形で閲覧していただくような形で挙げることは可能であるというふうに考えられます。</p>  |

|               |  |
|---------------|--|
| 野口委員長         | <p>できるという、皆さんどうですか、先例集、申し合わせというのが、ネット上に載せるってことでいいのかな。議員だけにデータ化したものが見れるようにするというようなお話なんです。</p>   |
| 議会総務課課長<br>補佐 | <p>そうですね内部と言いますか、あくまでも皆さんが見ていただく、見ていただきやすいようにするためということでお願いします。</p>   |
| 野口委員長         | <p>これ自体については皆さんよろしいですか。データ化をして各議員にこのルールブックを配布するということによろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>  |
| 野口委員長         | <p>皆さんがOKだったら、どこかに諮った方がいいか、議運で諮るとか全協で諮るとか。</p>   |
| 議会総務課課長<br>補佐 | <p>前回、全員協議会で提案をいただいて、こちらに協議事項としてお預かりしておりますので、協議結果という形で一度また、全員協議会の方で報告いただく形になるのではと考えられます。</p>   |
| 野口委員長         | <p>そういった形でご報告するということによろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>  |
| 野口委員長         | <p>全協の方で。<br/>広報広聴委員会の活動のルールについては皆さん何かご意見ございますか。協議の内容じゃなくて順番なんですけど、今9月議会が終わって、新しい議会だよりを多分広報広聴委員会でやっていると思うんですけど、12月議会の議会だよりとか、関係ないか、いろいろ委員会として位置付け。</p> |
| 糟谷委員          | <p>この広報広聴委員会の取り扱いということで、現在の位置づけを確認し、今後どう位置づけるかなどを協議という意味が私ちょっとわからないんですけど、どういうことを協議しろと、何が問題で、何を改善すればいい、位置づけ</p>   |

|               |  |
|---------------|--|
| 野口委員長         | <p>が書いてないということ。</p> <p>委員会としてどういうことをやっていくかというのがないという、その目的とか、そういったものがない状況で、でも普通に議会中に集まって議会だよりのこととか、あと、意見交換会で市民の皆さんとの意見交換会をやっているっていう何か、流れではやっていますよね。</p>   |
| 糟谷委員          | <p>これは他市町で位置づけをされているなら、どんな感じでやってみえるのか調べれば、同じような感じでやればいいんじゃないかなと思います。その方が早く作れるんじゃないかなと。</p>   |
| 野口委員長         | <p>これちなみに全く文章化されていないんですよ。</p>  |
| 議会総務課課長<br>補佐 | <p>広報広聴委員会につきましては、議会基本条例の一番最初の策定の議論の中で、広報広聴活動の充実という項目を設けていただいたと記憶しております。多様な方法を用いて広報広聴活動の充実に努めるものとしますということで、規定を設けまして、その次、議会は広報広聴活動の充実を図るため、議員で構成する会議体を設置することができますというふうに、会議体を設置できますという規定も設けさせていただきました。その結果、現在の広報広聴委員会を会議体という形で設けさせていただきまして、その活動については、常任委員会の活動に準じる形で行うという、確か全員協議会の申し合わせで令和元年の6月の全員協議会で申し上げさせていただいて、委員会に準じて活動を現在しているという状況になっております。</p> |
| 野口委員長         | <p>常任委員会に準ずるということは、常任委員会は別で何かあるんですか。委員会のあれでちゃんと決まっている、明文化されている、詳しく。</p>  |
| 議会総務課課長<br>補佐 | <p>準じるというところで、常任委員会で適用される委員会、会議規則なり委員会条例にならって、委員構成なり、委員長、副委員長の選任なりも含めた活動をするということで進めていただいております。</p>   |
| 糟谷委員          | <p>準ずるとなっているのなら、それではだめなんですか。それが他市町と比べてこういうふうにした方がいいということならまた協議してもいいですけど。</p>   |

花村委員

南谷清司議員のあの発言だと、広報広聴委員会の取り扱いが全然どこにもないみたいなお話だったけれども、このように基本条例の中に書き込まれてありますよということであれば、特に新しく決めるようなことなく、この議会基本条例に規定があるのでこのようにやっていきたいというふうな回答でいいのかなという気がします。

議会総務課長

先日南谷議員がお話してみえていたのは、全員協議会の中で基本条例に基づいて広報広聴委員会を設置しますという話はしたんですけれども、委員会条例にもたれての委員構成とか、どういった活動をするのかということ、全員協議会の中で、議会基本条例第6条第2項に基づき、広報広聴活動の充実を図るため、任意の会議体である広報広聴委員会を設置することとなったということで、全員協議会では6人で構成する任意の会議体で広報広聴委員会を設置し、議会広報誌の編集及び発行に関すること、市民との意見交換に関すること、パブリックコメント及びアンケート調査に関すること、その他議会の広報及び広聴に関することについて調査研究することを目的とし、調査研究が終了するまで閉会中も継続して調査を行うこととするという話をされているんですけれども、この話している部分が明文化されていないことについて南谷清司議員はおっしゃってみえました。

野口委員長

議会基本条例はすごいざっくりと抽象的なことなので、詳しい委員会のことについて文章化されていないというのが多分南谷清司議員のお話になるんだらうと思いますが、そんなこと言ったら広報広聴委員会だけじゃなくて、他の特別委員会とかもってなっちゃいますよね。正直なところ、広報広聴だけじゃなくて、他のごみ特とかもでしょう、特別委員会って言ったら。結局、設置要綱みたいな話になってくると、他市町のということになっちゃうので、参考にしながらという話でいいですか。

(異議なし)

野口委員長

そういう感じで、また次回やりますか。次回までにまとめて、他市町の参考事例をまとめていただきたいと思います。

|        |   |
|--------|---|
| 糟谷委員   | さつき委員長が言われた順番ということですが、今度12月議会がまた始まりますので、一般質問のあり方を先にされるといいんじゃないかなと思います。  |
| 野口委員長  | <p>一般質問のあり方、代表質問の位置づけと一般質問の事前通告。そうですね。でも一般質問のあり方と広報広聴委員会ってこれどう考えても一般質問の方が先か、同時か、同時ですね、同時で行こう。よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>   |
| 野口委員長  | <p>ではそのように次回表をまた変更したものをお配りさせていただきます。</p> <p>続きまして、次の協議事項に入りたいと思います。これまで協議してきました議会のICT化のうち、オンライン会議については、委員会活動の活性化との関連もありますので合わせて協議したいと考えております。委員会活動の活性化、オンライン会議について、常任委員会の任期の見直しも含めてですね。任期の見直しと、見直し後の委員会活動のあり方、オンライン開催について、この3つを協議したいと思いますけれども、任期の見直しに関しては、糟谷委員の方から、今任期は1年ということなんですが、政策等々も含めていくと時間が必要なので、任期2年ということで変更、見直しをした方がいいんじゃないかというお話がございました。皆さんにお聞きしたかもしれないですけど、どうですか、この常任委員会というか委員会の任期の見直しを1年から2年にするというのは、ちょっと皆さんのご意見をお聞きしたいんですけど。</p> |
| 糟谷委員   | この前2年でいいと言われましたよ。   |
| 議会総務課長 | 会派に持ち帰って、意見を聞いていただくことに。   |
| 野口委員長  | <p>聞いてないところが多いよね、すみません、次回までに聞いてきてください。よろしくお願いします。議論が進まないの。</p> <p>オンライン開催についてなんですけど、オンライン会議の適用範囲、運用方法、委員会条例の改正が必要なので、これちなみに事務局さん、オンライン会議でやっているところ、県内ありますか。</p>  |

|               |   |
|---------------|---|
| 議会総務課課長<br>補佐 | <p>新型コロナが特に出てきてから、感染症を理由としたオンライン会議を進めるところがぼちぼち出始めております。確か現在、高山市、関市、それから可児市についてはオンライン会議を導入しております。</p>  |
| 野口委員長         | <p>ありがとうございます。こちらオンライン会議をどうしていくかという方向性も必要なんですけど、こちらちょっと事務局さん申し訳ないんですけど、条例があるんですか。</p>   |
| 議会総務課課長<br>補佐 | <p>もう一言だけ付け加えさせていただきますと、今回の情勢等々含めまして、全国市議会議長会が委員会についてはオンライン開催ができるという見解を持って、その範囲を感染症に限るのか、あるいはその他、例えば大規模災害が起きたときなども含めるのかというところをちょっと議論していただいた中で、委員会条例の改正例を示したところで、進めていただけるように提案いただいているところもありますので、それらも含めてちょっとお示しをまたさせていただきますればと考えております。</p>  |
| 野口委員長         | <p>感染症もコロナもまた第8波ということになると、早急に協議が必要なので、こちら同時並行でよろしいですか。</p>  |
| 柴田委員          | <p>このオンラインの会議に関しては、タブレット導入の前に各自が多分パソコンとか持っていると思うんですけど、タブレット導入より前にやるべきじゃないですか。</p>   |
| 野口委員長         | <p>柴田委員みたいに、サクサクとできる人はいいですけど、これは国の方針と一緒に、誰もができるように、取り残さない。でももちろんタブレットを導入する前にやった方がいいという、もちろんやりますよ。だから次回までに事務局さん大変ですけど、このオンラインのことについてもちょっとある程度資料とか、高山、関、可児ですか、の条例の方も、ルールの方もお示しをいただいて、そういったものがないと、議論どうしてもできないので、そこからだと思います。柴田委員のお気持ちは受け止めさせていただきます。</p> <p>他何かよろしいですか。そういった方針でいこうと思いますが。</p> |

|        |  |
|--------|--|
|        | (発言なし)   |
| 野口委員長  | ありがとうございます。次にその他について何か。  |
| 議会総務課長 | 市議会では、令和4年9月29日付けで令和5年度の予算要望の方を市長に行いました。今回、執行部の方から、新型コロナ対策臨時交付金を活用し、12月補正での対応についてお話の方ございましたので、そのことについてもご協議をお願いします。タブレット導入についてです。   |
| 野口委員長  | タブレット端末についてということで、(仮)です、羽島市議会タブレット導入推進事業ということで、コロナの臨時交付金を使って、12月の補正でということで、議長ありがとうございます。だから、ちょっと早くなるということです。当初予算、令和5年度当初予算でお願いしますといったものを、臨時交付金を活用して、12月の補正でやったらどうですかというお話があったので、ちょっと前倒しになるということで、吉報でございますが、こういったものを導入していきたいということで、大画面タブレット12.9インチ、今試しに使っているiPadよりも全然大きくて見やすいです。それ9インチくらいなので、まあまあ大きいです。A4サイズって言ったほうがいいですね、A4サイズです、12.9インチ、なので大きいと思います。ある程度スマホお持ちの方ご存知だと思いますけど、スマホを大きくした感じです、スマホをA4判にしたような感じになります。それで同じようにGoogleドライブで事務局さんがデータをアップしてくれるので、そこにアクセスをして、随時その資料を閲覧することができるという予算要求案、大画面タブレット12.9インチ。昨日アップルが発表したやつですけど、17万円ぐらいしますね、1台。大切に、その新しいやつかわかりませんが、それくらいお金がかかりますということで、大切に使いましようということで、保護フィルム、保護するケースとタッチペンということで、鉛筆サイズの、事務局さんは純正のものと言っていました、これでこう書くこともできます、画面上に。ちょっと議論していただきたいのが、セルラーモデルかWi-Fiモデルにするのかということでございます。セルラーモデルだとどうしてもこの前も少し、前回もお話をしておりましたけれども、ちょっと負担、各議員で費用の負担が必要になってきます。携帯会社とか業者の通信料が発生してきますので、その費用を議員個人 |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>個人で負担をしていくのか、議員個人個人で負担をしていくと、外でも携帯会社の電波があれば、利用は可能ですが、W i - F i モデルになってきますと、W i - F i があるところはもちろん接続が可能です。でも例えば外に出て、W i - F i がいないところは自分の携帯とテザリングというような形になってきます。正直なところ、私はW i - F i がいいのかなと思ったりもしているんですけど、ここはもう皆さんご存知の通り使用できますので、庁舎内は、全然いいんじゃないかなと思っているんですけど、これは皆さんのご意見をお聞きしたいので、12月補正で上がるので、そこを決めようと思っております。どうでしょうか、そのセルラーモデルにするのか、通信契約をしてセルラーモデルでその通信費用は個人でご負担をいただく、いやそんなんじゃないなくて、別にこの庁舎に来て、W i - F i で接続したり、家にW i - F i がある方は、そちらも活用しながらやればいからW i - F i でもいいよという、この2つになるんですけど、皆さんどうでしょうか。</p> |
| 花村委員      | <p>もしセルラーになった場合の費用負担というか、費用的な物がいくらかかって、そのうちのいくら議員が払うのか、全部払うのか、その辺の金額を教えてください。</p>  |
| 議会総務課課長補佐 | <p>通信費用の全額というか一部という形で、決めているところの例では、例えば1500円という金額を決めているところもあれば、もう少し安い金額であったり、2分の1という規定を設けたりしておいてという形で、全額ではなく一部、いくらかご負担いただくというところが負担いただいているところの例では見られるところになります。</p>  |
| 花村委員      | <p>金額でいうと。</p>   |
| 議会総務課課長補佐 | <p>手元に見積書がないので記憶で言いますと、確か月額、データ量の少ないモデルで確か3700、800円だったと記憶しております。</p>   |
| 野口委員長     | <p>W i - F i だと本当に通信料はかからない、かからないっていうと変ですけど、必要ないですよ。</p>   |
| 安井委員      | <p>W i - F i で大丈夫かなと思います。使い慣れて、どこでもできるというふうになるまでにはまだまだ時間もかか</p>  |

|               |   |
|---------------|---|
| 花村委員          | <p>りますし、W i - F i で。</p> <p>やはり有効に活用するというか、なるべくどこでも使えるようにするといういろいろ使い道も増えるし、使う時間も増えるし、だったらセルラーモデルの方がいいんじゃないかというふうに思います。</p>  |
| 安井委員          | <p>本当にどこでも使えるというのはすごく有効なんですけれども、先ほど委員長おっしゃられたように、使えないところは自分の今持っている携帯でも十分使えるというのをおっしゃられたので、わざわざこれで調べなくてもいいのかなっていうふうに思います。</p>  |
| 野口委員長         | <p>タブレットを導入して、12.9インチのi P a dがここにあります。自分のスマホを持っていれば、i P a dから自分のスマホに接続して、その携帯会社からの通信でこっちもネットが使えるという仕組みがあって、それはW i - F i モデルはできるので、これはちょっと別件になっちゃいますけど、ちゃんと検討事項の横の方に書いてありますけど、しっかり研修はしますのでよろしくお願いします。いいですか、W i - F i で。しっかりとできる人たちで教えていただきたいと思いますので。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 野口委員長         | <p>W i - F i の方が本体料金もちょっと安いんですよ。ということで、W i - F i でよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。では次回の第35回について、開催日程を調整したいと思います。11月には意見交換会など予定もあるかと思いますが、11月どこかで開催しては思っておりますが、。</p>   |
| 議会総務課課長<br>補佐 | <p>19日までの14日の週ですが、議長用務、他市からの視察受け入れの関係での議長業務と、意見交換会を控えまして、広報広聴委員会と広報広聴委員会以外の全員の皆さんの段取りについてのお話をする機会を設けていただくように委員長が手配を進めておりますので、ちょっとその関係で日程的に申し訳ありません。</p>   |
| 野口委員長         | <p>21日、皆さん大丈夫ですか。11月21日、時間どうしましょう、10時からよろしいですか。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 野口委員長 | <p>(異議なし)</p> <p>ということで、11月21日月曜日、10時からとさせていただきます。皆様には改めて通知させていただきます。</p> <p>これで本日の議会改革特別委員会を終了いたします。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会=午前11時12分】</p> |
|-------|---|